

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（昭和43年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定病院認定書)</p> <p>第2条の2 知事は、<u>法第22条の4第4項</u>及び第33条第4項の規定に基づく認定をしたときは、別に定める様式による特定病院認定書により、精神科病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>(入院措置の解除)</p> <p>第5条 保健所長は法第29条の4第1項の規定により、知事は法第38条の3第4項又は第38条の5第5項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、別に定める様式による入院命令解除書及び入院措置解除通知書により、当該措置入院者の<u>保護者</u>及びその者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p>	<p>(特定病院認定書)</p> <p>第2条の2 知事は、<u>法第21条第4項</u>及び第33条第4項の規定に基づく認定をしたときは、別に定める様式による特定病院認定書により、精神科病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>(入院措置の解除)</p> <p>第5条 保健所長は法第29条の4第1項の規定により、知事は法第38条の3第4項又は第38条の5第5項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、別に定める様式による入院命令解除書及び入院措置解除通知書により、当該措置入院者の<u>家族等</u>（<u>法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。</u>）（<u>その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地（同条第3項に規定する居住地をいう。）を管轄する市町村長</u>）及びその者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。